第三号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　　年　月　日　至 年　月　日）
【会社名】(2)	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】(3)	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【縦覧に供する場所】(4)	名称 （所在地）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】(5)

２【沿革】(6)

３【事業の内容】(7)

４【関係会社の状況】(8)

５【従業員の状況】(9)

第２【事業の状況】

１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(10)

２【サステナビリティに関する考え方及び取組】(10－２)

３【事業等のリスク】(11)

４【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(12)

５【重要な契約等】(13)

６【研究開発活動】(14)

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】(15)

２【主要な設備の状況】(16)

３【設備の新設、除却等の計画】(17)

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】(18)

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
計	

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株）（　年　月　日）	提出日現在発行数（株）（　年　月　日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
計			―	―

⑵【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】⑲

②【ライツプランの内容】⑳

③【その他の新株予約権等の状況】㉑

⑶【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】㉒

	中間会計期間（　年　月　日から　年　月　日まで）	第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該期間の権利行使に係る交付株式数		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該期間の権利行使に係る資金調達額		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	―	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	―	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	―	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	―	

⑷【発行済株式総数、資本金等の推移】㉓

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（円）	資本金残高（円）	資本準備金増減額（円）	資本準備金残高（円）

⑸【所有者別状況】㉔　　年　　月　　日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数　　株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）									―
所有株式数（単元）									
所有株式数の割合（％）								100	―

⑹【大株主の状況】㉕　　年　　月　　日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
計	―		

⑺【議決権の状況】㉖

①【発行済株式】　　年　　月　　日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式		―	
議決権制限株式（自己株式等）		―	
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）		―	
完全議決権株式（その他）			
単元未満株式		―	
発行済株式総数		―	―
総株主の議決権	―		―

②【自己株式等】　　年　　月　　日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
計	―				

⑻【役員・従業員株式所有制度の内容】(27)

2【自己株式の取得等の状況】(28)

【株式の種類等】＿＿＿＿＿＿＿＿(29)

⑴【株主総会決議による取得の状況】(30)

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
株主総会（　　年　　月　　日）での決議状況 （取得期間　年　月　日～　年　月　日）		
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存授権株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合（%）		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合（%）		

⑵【取締役会決議による取得の状況】(31)

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（　　年　　月　　日）での決議状況 （取得期間　年　月　日～　年　月　日）		
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合（%）		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合（%）		

⑶【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】(32)

⑷【取得自己株式の処理状況及び保有状況】(33)

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を				

行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 （　　）				
保有自己株式数		―		―

3【配当政策】(34)

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】(35)

(2)【役員の状況】(36)

男性　　名　女性　　名　（役員のうち女性の比率　％）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
計					

(3)【監査の状況】(37)

(4)【役員の報酬等】(38)

(5)【株式の保有状況】(39)

第５【経理の状況】(40)

１【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】(41)

①【連結貸借対照表】(42)

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】(43)

③【連結株主資本等変動計算書】(44)

④【連結キャッシュ・フロー計算書】(45)

⑤【連結附属明細表】(46)

(2)【その他】(47)

２【財務諸表等】

(1)【財務諸表】(48)

①【貸借対照表】(49)

②【損益計算書】(50)

③【株主資本等変動計算書】(51)

④【キャッシュ・フロー計算書】(52)

⑤【附属明細表】(53)

(2)【主な資産及び負債の内容】(54)

⑶【その他】(55)

第６【提出会社の株式事務の概要】(56)

事業年度	月　　日から　　月　　日まで
定時株主総会	月中
基準日	月　　日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月　　日
１単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】(57)

２【その他の参考情報】(58)

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第１【保証会社情報】

１【保証の対象となっている社債】(59)

２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(60)

⑴【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】

事業年度　第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

年　月　日　財務（支）局長に提出

②【臨時報告書】

①の書類の提出後、本有価証券報告書提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　　年　月　日に　財務（支）局長に提出

③【訂正報告書】

訂正報告書（上記　　の訂正報告書）を　　年　月　日に　財務（支）局長に提出

⑵【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

３【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】(61)

第２【保証会社以外の会社の情報】⑹②
１【当該会社の情報の開示を必要とする理由】
２【継続開示会社たる当該会社に関する事項】
３【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】
第３【指数等の情報】⑹③
１【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】
２【当該指数等の推移】
（記載上の注意）
以下の規定により第二号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部　企業情報」の「第４　提出会社の状況」の「２　自己株式の取得等の状況」及び「４　コーポレート・ガバナンスの状況等」に係る⑶⑹及び⑶⑻を除き、同様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合にあっては「当事業年度末」）と、「最近５連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前４連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近２連結会計年度」及び「最近２連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」及び「最近連結会計年度末等」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近５事業年度」とあるのは「当事業年度の前４事業年度及び当事業年度」と、「最近２事業年度」及び「最近２事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。
⑴　一般的事項
ａ　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書（以下この様式において「報告書」という。）の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
ｂ　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第 312 条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示しているときは、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
ｃ　ｂの規定により本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、一定の日における為替相場により換算することとし、換算に当たって採用した換算の基準として当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を注記すること。
ｄ　「第一部　企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。
ｅ　「第一部　企業情報」に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
ｆ　この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第 399 条の 13 第５項又は第６項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第 416 条第４項の取締役会の決議による委任

に基づく執行役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

ｇ　この報告書を当該事業年度に係る定時株主総会前に提出する場合であって、この報告書に記載した事項及びそれらの事項に関するものが当該定時株主総会又は当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項になっているときは、それぞれ該当する箇所において、その旨及びその概要を記載すること。

ｈ　提出会社が持分会社である場合における「第一部　企業情報」に掲げる事項は、⑸から㊽までに準じて記載すること。

ｉ　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当事業年度末）現在において判断したものである旨を記載すること。

⑵　会社名

提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。

⑶　削除

⑷　縦覧に供する場所

第二号様式記載上の注意⑺に準じて記載すること。

⑸　主要な経営指標等の推移

ａ　第二号様式記載上の注意㉕に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㉕ｆ中「６事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては 11 事業年度）」とあるのは「当事業年度の前５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては当事業年度の前 10 事業年度）」と、「５事業年度前」とあるのは「当事業年度の４事業年度前（６箇月を１事業年度とする会社にあっては当事業年度の９事業年度前）」と読み替えるものとする。

ｂ　第二号の四様式による有価証券届出書の提出日後最初に到来する連結会計年度末から２連結会計年度を経過していない場合には、同様式「第二部　企業情報」の「第１　企業の概況」の「１　主要な経営指標等の推移」に掲げた最も古い連結会計年度から当連結会計年度までに係る主要な経営指標等の推移について記載すること。

ｃ　第二号の四様式による有価証券届出書の提出日後最初に到来する事業年度末から２事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、４事業年度）を経過していない場合には、提出会社の当事業年度の前４事業年度及び当事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、当事業年度の前９事業年度及び当事業年度。以下ｃ、㉓及び㊸において同じ。）（会社設立後５事業年度を経過していない場合には、会社設立後最初の事業年度から当事業年度まで）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、当事業年度の前４事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移のうち、ｂに規定する最も古い連結会計年度と同一の事業年度前に係るものについては、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）の規定に基づき算出した各数値を記載することができる。なお、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合には、その旨及び法第 193 条の２第１項の規定による監査証明を受けていない旨を欄外に注記すること。

⑹　沿革

第二号様式記載上の注意㉖に準じて記載すること。

⑺　事業の内容

第二号様式記載上の注意⑵⑺に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑵⑺ｃ中「提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 59 号）第 49 条第２項に規定する特定上場会社等に該当する場合」とあるのは「本報告書が公衆の縦覧に供されることにより提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 59 号）第 49 条第２項に規定する特定上場会社等に該当することとなる場合」と読み替えるものとする。

⑻　関係会社の状況

第二号様式記載上の注意⑵⑻に準じて記載すること。

⑼　従業員の状況

第二号様式記載上の注意⑵⑼に準じて記載すること。

⑽　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

第二号様式記載上の注意⑵⑽に準じて記載すること。

⑽－２　サステナビリティに関する考え方及び取組

第二号様式記載上の注意⑵⑽－２に準じて記載すること。

⑾　事業等のリスク

第二号様式記載上の注意⑵⑾に準じて記載すること。

⑿　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第二号様式記載上の注意⑵⑿に準じて記載すること。

⒀　重要な契約等

第二号様式記載上の注意⑵⒀に準じて記載すること。

⒁　研究開発活動

第二号様式記載上の注意⑵⒁に準じて記載すること。

⒂　設備投資等の概要

第二号様式記載上の注意⑵⒂に準じて記載すること。

⒃　主要な設備の状況

第二号様式記載上の注意⑵⒃に準じて記載すること。

⒄　設備の新設、除却等の計画

第二号様式記載上の注意⑵⒄に準じて記載すること。

⒅　株式の総数等

ａ　「発行可能株式総数」の欄には、当事業年度末現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。

会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、発行可能株式総数を記載すること。

なお、当事業年度の末日後報告書の提出日までの間に定款に定められた発行可能株式総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増減した日、増減株式数及び増減後の株式の総数を欄外に記載すること。

ｂ　「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「事業年度末現在発行数」、「提出日現在発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。

ｃ　会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

ｄ　「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。

この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第 108 条第１項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第 322 条第２項に規定する定款の定めの有無を記載すること。

なお、会社が会社法第 107 条第１項各号に掲げる事項を定めている場合には、そ

の具体的内容を記載すること。

会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

e　会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

⑷　第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

⑸　当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

⑹　提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

⑺　提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容

⑻　その他投資者の保護を図るため必要な事項

f　会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式（以下「二以上の種類の株式」という。）を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。

g　「発行数」の欄には、当事業年度末現在及び報告書提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下g及び㉓において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

h　金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を欄外に記載すること。

i　協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「1　株式等の状況」の「⑷　発行済株式総数、資本金等の推移」から「3　配当政策」までにおいて同じ。）。

j　相互会社にあっては、記載を要しない（「1　株式等の状況」の「⑸　所有者別状況」から「⑻　役員・従業員株式所有制度の内容」までにおいて同じ。）。

⑲　ストックオプション制度の内容

第二号様式記載上の注意㊴に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㊴中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

⑳　ライツプランの内容

第二号様式記載上の注意⑷⓪に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑷⓪中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

㉑　その他の新株予約権等の状況

第二号様式記載上の注意⑷①に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑷①中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

㉒　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

a　複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、種類ごとに区分して記載すること。

b　「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に、交付された株式１株あたりにつき払い込んだ金銭その他の財産の価額及びこれに準ずるものをいう。

c　「中間会計期間」の欄には、直近に提出し、又は提出すべきだった半期報告書に係る中間会計期間の末日の翌日から当事業年度の末日までの期間に係るものを記載すること。

㉓　発行済株式総数、資本金等の推移

a　当事業年度の前４事業年度及び当事業年度（この間に発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がない場合には、最後に増減があった日）における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。

また、当事業年度の末日後報告書の提出日までに発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がある場合には、その旨、増減があった日及び増減の内訳を注記すること。

なお、新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当事業年度の末日後報告書の提出日の属する月の前月末までのものについて注記すること。

b　新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。

所定の時期に確定した数の株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。ｂにおいて同じ。）を交付する旨の定めに基づく株券の交付（ｂにおいて「事後交付型株式による株券の交付」という。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に記載すること。

利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

c　当事業年度において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第 19

条第２項第１号又は第２号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

d　相互会社にあっては、発行済株式総数に係る記載を省略し、「資本金及び資本準備金」を「基金等の総額」に読み替えて記載し、基金等の概要及び基金償却積立金の額を注記すること。なお、「基金等」とは、基金及び保険業法第 56 条に規定する基金償却積立金をいう。

⑵⑷　所有者別状況

a　提出会社の株主総会又は種類株主総会における議決権行使の基準日（会社法第 124 条第１項に規定する基準日をいう。⑵⑸ａ及び⑵⑹ａにおいて同じ。）現在の「所有者別状況」について記載すること。ただし、これにより難い場合にあっては、当事業年度末現在の「所有者別状況」について記載すること。

会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載すること。

b　「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。

c　「外国法人等」の欄には、外国の法令に基づいて設立された法人等個人以外及び外国国籍を有する個人に区分して記載すること。

d　「単元未満株式の状況」の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。

⑵⑸　大株主の状況

a　提出会社の株主総会又は種類株主総会における議決権行使の基準日現在の「大株主の状況」について記載すること。ただし、これにより難い場合にあっては、当事業年度末現在の「大株主の状況」について記載すること。

b　「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。

c　大株主は所有株式数の多い順（提出会社を除く。）に 10 名程度について記載し、会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 67 条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に 10 名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（第 21 条第２項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。

d　当事業年度において主要株主の異動があった場合には、その旨を注記すること。

e　会社が発行する株券等に係る大量保有報告書等が法第 27 条の 30 の７の規定により公衆の縦覧に供された場合又は会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第 27 条の 30 の 11 第４項の規定により送付したとみなされる場合を含む。）であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。

なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。

⑵⑹　議決権の状況

a　提出会社の株主総会又は種類株主総会における議決権行使の基準日現在の「議決権の状況」について記載すること。ただし、これにより難い場合にあっては、当事業年度末現在の「議決権の状況」について記載すること。

なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。

b　「無議決権株式」の欄には、無議決権株式（単元未満株式を除く。）の総数及び内容を記載すること。

c　「議決権制限株式（自己株式等）」の欄には、議決権制限株式（単元未満株式を除く。dにおいて同じ。）のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

d　「議決権制限株式（その他）」の欄には、cに該当する議決権制限株式以外の議決権制限株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

e　「完全議決権株式（自己株式等）」の欄には、完全議決権株式のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

f　「完全議決権株式（その他）」の欄には、eに該当する完全議決権株式以外の完全議決権株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

g　「単元未満株式」の欄には、単元未満株式の総数を種類ごとに記載すること。

h　「他人名義所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を記載するとともに、欄外に他人名義で所有している理由並びにその名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること。

なお、株主名簿において所有者となっている場合であっても実質的に所有していない株式については、その旨及びその株式数を欄外に記載すること。

i　当事業年度の開始日から報告書の提出日までの間に、保有期間等に関する確約を取得者等との間で締結している株式（当該株式の発行時において、既に金融商品取引所に発行株式が上場されている会社又は認可金融商品取引業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社にあっては、当該株式の発行価額の総額が１億円以上のものに限る。）について当該取得者により移動（譲受けを除く。）が行われた場合には、移動年月日、移動前所有者、移動後所有者、移動内容、移動理由等について、第二号の四様式第四部第２の３「取得者の株式等の移動状況」に準じて記載すること。

⑵⑺　役員・従業員株式所有制度の内容

第二号様式記載上の注意⑷⑹に準じて記載すること。

⑵⑻　自己株式の取得等の状況

当事業年度及び当事業年度の末日の翌日から報告書提出日までの期間（この様式において「当期間」という。）における自己株式の取得等の状況について、自己株式の取得の事由及び株式の種類ごとに記載すること。なお、株主総会決議又は取締役会決議による自己株式を取得することができる取得期間又はその一部が当事業年度又は当期間に含まれる場合には、当事業年度又は当期間において当該株主総会決議又は取締役会決議による自己株式の取得が行われていないときであっても記載すること。

⑵⑼　株式の種類等

第二号様式記載上の注意⑷⑻に準じて記載すること。

⑶⑽　株主総会決議による取得の状況

第二号様式記載上の注意⑷⑼に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑷⑼中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「最近期間」とあるのは「当期間」と読み替えるものとする。

⑶⑴　取締役会決議による取得の状況

第二号様式記載上の注意⑸⓪に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑸⓪中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「最近期間」とあるのは「当期間」と読み替えるものとする。

⑶2　株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容
第二号様式記載上の注意⑸1に準じて記載すること。
⑶3　取得自己株式の処理状況及び保有状況
第二号様式記載上の注意⑸2に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑸2中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。
⑶4　配当政策
a　配当政策については、配当（相互会社にあっては、契約者配当）の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関、当事業年度の配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の使途について記載すること。
なお、配当財産が金銭以外の財産である場合にはその内容を記載し、当該場合において当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利を与えているときは、その内容についても記載すること。
また、会社法第 454 条第５項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めた場合には、その旨を記載すること。
b　当事業年度に会社法第 453 条に規定する剰余金の配当（以下ｂ及びｃにおいて「剰余金の配当」という。）をした場合には、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会の決議の年月日並びに各決議ごとの配当金の総額及び１株当たりの配当額を注記すること。
c　会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容を注記すること。
⑶5　コーポレート・ガバナンスの概要
第二号様式記載上の注意⑸4に準じて記載すること。
⑶6　役員の状況
第二号様式記載上の注意⑸5（ｄを除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑸5中「届出書提出日」とあるのは「報告書提出日」と読み替えるものとする。
⑶7　監査の状況
第二号様式記載上の注意⑸6に準じて記載すること。
⑶8　役員の報酬等
第二号様式記載上の注意⑸7に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑸7中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書提出日」とあるのは「報告書提出日」と読み替えるものとする。
⑶9　株式の保有状況
第二号様式記載上の注意⑸8に準じて記載すること。
⑷0　経理の状況
第二号様式記載上の注意⑸9に準じて記載すること。
⑷1　連結財務諸表
a　連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第 314 条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合にあっては、それぞれ連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した

当連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第５条第１項又は第 24 条第１項から第３項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）について、当連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

b　連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。⑷⑹において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c　連結財務諸表に対する監査報告書は、連結財務諸表に添付すること。

なお、連結財務諸表のうち、従前において法第５条第１項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該連結財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

⑷⑵　連結貸借対照表

第二号様式記載上の注意⑹⑴本文に準じて記載すること。

⑷⑶　連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

第二号様式記載上の注意⑹⑵本文に準じて記載すること。

⑷⑷　連結株主資本等変動計算書

第二号様式記載上の注意⑹⑶本文に準じて記載すること。

⑷⑸　連結キャッシュ・フロー計算書

第二号様式記載上の注意⑹⑷本文に準じて記載すること。

⑷⑹　連結附属明細表

第二号様式記載上の注意⑹⑸に準じて記載すること。

⑷⑺　その他

a　当連結会計年度終了後報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、臨時報告書又はこの報告書の他の箇所に含めて記載したものについては記載を要しない。

b　第二号様式記載上の注意（66）ｃに準じて記載すること。

c　企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときは、その概要を記載すること。

⑷⑻　財務諸表

a　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。）については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第 24 条第１項から第３項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。

b　提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第 326 条第２項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときは、⑷⑻（ｂを除く。）から⑸⑶までの規定により記載した財務諸表の下に「国際会計基準による

財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、⑷８（ｂを除く。）から⑸３までに準じて記載すること。

ｃ　財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表（指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。⑸３において同じ。）等を会社の実態に即して記載すること。

ｄ　財務諸表に対する監査報告書は、財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表のうち、従前において法第５条第１項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

ｅ　株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下ｅにおいて「株式交換完全親会社等」という。）として最近２事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社（以下ｅにおいて「株式交換完全子会社等」という。）となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近２事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合にあっては、最近２連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第８条の２の２又は連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）を「２　財務諸表等」の「⑶　その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

ｆ　会社の分割により事業を承継し、最近２事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。）を「２　財務諸表等」の「⑶　その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

⑷９　貸借対照表

第二号様式記載上の注意⑹８本文に準じて記載すること。

⑸０　損益計算書

第二号様式記載上の注意⑹９ａ本文及びｂに準じて記載すること。

⑸１　株主資本等変動計算書

第二号様式記載上の注意⑺０本文に準じて記載すること。

⑸２　キャッシュ・フロー計算書

第二号様式記載上の注意⑺１本文に準じて記載すること。

⑸３　附属明細表

第二号様式記載上の注意⑺２に準じて記載すること。

⑸４　主な資産及び負債の内容

第二号様式記載上の注意⑺３に準じて記載すること。

⑸５　その他

ａ　当事業年度終了後報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、そ

の概要を記載すること。ただし、臨時報告書又はこの報告書の他の箇所に含めて記載したものについては記載を要しない。

b　第二号様式記載上の注意（74）ｄに準じて記載すること。

c　提出会社の営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときは、その概要を記載すること。

⑸⑹　提出会社の株式事務の概要

第二号様式記載上の注意⑺⑸に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑺⑸中「届出書提出日」とあるのは「当事業年度末」と読み替えるものとする。

なお、当事業年度の末日後報告書の提出日までに記載された内容に変更があった場合には、その旨及び当該変更の内容を注記すること。

⑸⑺　提出会社の親会社等の情報

法第 24 条の７第１項に規定する親会社等の会社名等及び当該親会社等がない場合にはその旨を記載すること。

⑸⑻　その他の参考情報

a　当事業年度の開始日から報告書提出日までの間において、法第 25 条第１項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

b　臨時報告書が当該書類に含まれている場合には、その提出理由について、第 19 条第２項各号若しくは第３項又は第 19 条の２のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。

c　訂正報告書が当該書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを併せて記載すること。

⑸⑼　保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）

提出会社の発行している社債（法第 24 条第１項第１号から第３号までに掲げる有価証券に該当するものに限り、短期社債を除く。⑹⓪ａ及び⑹①ａにおいて「公募社債等」という。）のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替機関が取り扱う社債の総額、償還額、提出会社の当事業年度末現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

⑹⓪　継続開示会社たる保証会社に関する事項

a　提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。

b　本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。

c　「②　臨時報告書」については、その提出理由について、第 19 条第２項各号若しくは第３項又は第 19 条の２のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

d　「③　訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

⑹①　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

ａ　提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。

ｂ　当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に関する当該保証会社の経営成績の概要について、本様式「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第５　経理の状況」までに準じて記載すること。ただし、当該保証会社の事業年度が１年である場合であって、本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度が開始した日からおおむね９箇月経過後に本報告書が提出された場合には、当該事業年度が開始した日以後６箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、第五号様式「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第５　経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、連結キャッシュ・フロー計算書、キャッシュ・フロー計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

⑹2　保証会社以外の会社の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第３項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社（例えば、提出会社の発行している有価証券がカバードワラントにあってはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあっては預託を受けている者、有価証券信託受益証券にあっては受託者）の企業情報について記載すること。

ａ　「１　当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売出価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。

ｂ　「２　継続開示会社たる当該会社に関する事項」及び「３　継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」については、第二部中「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」及び「３　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」に準じて記載すること。

ｃ　連動子会社については、最近２連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書又は最近２事業年度のキャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これらに準じて、連結キャッシュ・フロー又はキャッシュ・フローの状況を記載すること。

⑹3　指数等の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。

ａ　「１　当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。

ｂ　「２　当該指数等の推移」については、当該指数等の当事業年度の前４事業年度及び当事業年度の年度別最高・最低値及び当事業年度中最近６箇月間の月別最高・最低値を記載すること。

⑹4　指定国際会計基準による連結財務諸表の修正に伴う記載

指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合であって、指定国際会計基準に従い当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表の修正をしたときは、報告書に記載すべき事項（当該修正後の連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

（64－２）　修正国際基準による連結財務諸表の修正に伴う記載

修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合であって、修正国際基準に従い当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表の修正をしたときは、報告書に記載すべき事項（当該修正後の連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

⑹⑸　読替え

ａ　提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。

ｂ　提出者が、学校法人等である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と、「企業」とあるのは「学校法人等」と、「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。

⑹⑹　社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目については、第二号様式記載上の注意⑻⑻に準じて記載すること。

⑹⑺　学校法人等の特例

提出者が、学校法人等である場合には、「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「第５　経理の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意⑻⑼に準じて記載すること。